別表第二

基礎的電気通信役務原価の欄

基礎的電気通信役務原価

加入者回線単価	緊急通報役務原価

注　収容局ごとに、緊急通報役務原価の欄には、第５条第１項第２号に規定する原価を記載すること。

基礎的電気通信役務原価（一）及び基礎的電気通信役務原価（二）の欄

基礎的電気通信役務原価（一）	基礎的電気通信役務原価（二）

加入者回線単価（一）	加入者回線単価（二）	緊急通報役務原価（一）	緊急通報役務原価（二）

注１　収容局ごとに、緊急通報役務原価（一）の欄には、第５条第１項第１号ロに規定する原価を記載すること。
　２　収容局ごとに、緊急通報役務原価（二）の欄には、第５条第１項第２号ロに規定する原価を記載すること。

第三条　前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分して行うものでなければならない。

一　基礎的電気通信役務原価（一）（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第二号に規定する基礎的電気通信役務原価（一）をいう。以下同じ。）　新規則別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分

二　基礎的電気通信役務原価（二）（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三号に規定する基礎的電気通信役務原価（二）をいう。以下同じ。）　附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分